

労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います

2024 年 1 月

労災保険率は、業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去 3 年間の災害発生状況などを考慮し、原則 3 年ごとに改定されております。

【省令案のポイント】 ～ 令和 6 年 4 月 1 日に施行予定 ～

1. 労災保険率を業種平均で 0. 1/1000 引き下げます（4. 5/1000 → 4. 4/1000）。

全 54 業種中、引下げとなるのが 17 業種、引上げとなるのが 3 業種です。
2. 一人親方などの特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率を改定します。

全 25 区分中、引下げとなるのが 5 区分です。
3. 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します。

詳細は厚生労働省ホームページを参照ください。

給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額（円）	年間保険料（円）	給付基礎日額（円）	年間保険料（円）
25,000	155,125	10,000	62,050
24,000	148,920	9,000	55,845
22,000	136,510	8,000	49,640
20,000	124,100	7,000	43,435
18,000	111,690	6,000	37,230
16,000	99,280	5,000	31,025
14,000	86,870	4,000	24,820
12,000	74,460	3,500	21,709